附属書 | 第六条1に規定する措置に関する留保

1 締約国の表は、 次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し当該締約国が付

する留保について、 第六条1 の規定に従って記載するものである。

- (a) 第二条 (内国民待遇)
- (b) 第三条 (最恵国待遇)
- (c) 第五条 (特定措置の履行要求)
- (d) 第十条(経営幹部及び取締役会)
- 2 留保には、次の事項を記載する。
-) (a)分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
- (c) (b) 小分野。 産業分類。 「小分野」には、 「産業分類」には、 留保の対象となる個別 留保の対象となる活動であって、 の分野を示す。 該当する国内産業分類又は国際産業

分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

- (d) 留保の種類。 「留保の種類」 には、 1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
- (e) た、 する措置は、⑴この協定の効力発生の日に改正され、 措置。 ii 当該措置の委任を受けて採用され、 措置」 には、 留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。 又は維持され、 継続され、 かつ、 当該措置に適合する補助的な措置を含 又は更新されている措置であ 「措置」 0) 事項に記載 ŋ, ま
- 3 (f) 協 定 留 概要。 の関連規定に照らして解釈する。 保の解釈に当たっては、 概要」 には、 留保の対象となる現行の措置が 当該留保に関する全ての事項を考慮する。 「措置」 は、 他の全ての事項に優先する。 1に規定する義務に適合しない点を記載する。 留保は、 当該留保が付されるこの

な。

4 この附属書の適用上、

う。

- (a) J S I C とは、 総務省が作成し、 二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類 の番号をい
- (b) 部、 「CPC」とは、 = ユ] 日] ク、 千九百九十一年) 暫定的な中央生産物分類 の番号をいう。 (統計文書M第七十七号、 国際連合国際経済社会局統計

おいて採択され、千九百八十九年五月二十二日に改正された全経済活動の国際標準産業分類の番号をい 「ISIC」とは、 国際連合経済社会理事会により千九百四十八年八月二十七日にその第七回会期に

(c)

第一節 日本国の表

う。

小分野 留保の 分野 概要 措置 分野 産業分類 産 小 座業分類 分野 種 類 金融 内国民待遇 J S I C 熱供給業 銀 銀 預金保険法 J S I C J S I C 行業 行支店が受け入れる預金については、 預金保険制度は、 業 三 五 六三一 六二二 (第二条) (昭和四十六年法律第三十四号) 第二条 銀 行 日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。 中小企業等金融業 熱供給業 (中央銀行を除く。 対象としない。 当該制度は、

外国

(c) 外国の法人又は団体		
(b) 外国政府又はその代表者		
(a) 日本国の国籍を有しない自然人		
はならない。		
権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の名称及び住所を株主名簿に記載して		
1 日本電信電話株式会社は、次の向からでまでに掲げる者により直接又は間接に占められる議決	概要	
日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第六条及び第十条		
経営幹部及び取締役会(第十条)		
内国民待遇(第二条)	留保の種類	
JSIC 三七三一 電気通信に附帯するサービス業		
JSIC 三七一一 地域電気通信業(有線放送電話業を除く。)		
JSIC 三七○○ 主として管理事務を行う本社等	産業分類	
電気通信業	小分野	
情報通信業	三 分野	
る外国投資家について適用する。		1
外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとす	概要	
対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条		
外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条	措置	
内国民待遇(第二条)	留保の種類	

概要
措置
留保の
産業分類
小分野
四 分野

	六		
	産 小 分 業 分 野 類	概要	措留産 産業分類 種類
JSIC 二〇五一 革製履物製造業 JSIC 二〇二一 なめし革製造業 JSIC 二〇二一 工業用革製品製造業(手袋を除く。) JSIC 二〇四一 革製履物制造業(手袋を除く。) JSIC 二〇四一 革製履物製造業	JSIC 一一八九 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業皮革及び皮革製品製造業製造業	いて行われる経済活動をいう。 してワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似すおうとする外国投資家について適用する。この場合にお外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日	対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条内国民待遇(第二条) 生物学的製剤製造業 医薬品製造業

		•													
	七														
留保の 種類	分野		概要		措置	留保の種類									
経営幹部及び取締役会(第十条)内国民待遇(第二条)	船舶の国籍に関する事項	資を行おうとする外国投資家について適用する。	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投	対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条	内国民待遇 (第二条)	及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。	注2 JSIC一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤(にかわ)	革製品製造業に関連するものに限られる。	注1 JSIC一一八九又は三二五三の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革及び皮	JSIC 三二五三 運動用具製造業	JSIC 二〇九九 その他のなめし革製品製造業	JSIC 二〇八一 毛皮製造業	JSIC 二〇七 袋物製造業	JSIC 二〇六一 かばん製造業

	九	八	
産 分 野 類	野	概 措 留 産 小 分 要 置 保 業 分 野 種 類	概 措 要 置
JSIC ○五三 原油・天然ガス鉱業 JSIC 一七二	石油業	日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第二章及び第三章内国民待遇(第二条)	られる。 日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であって、その代表別船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条

+													
小 分		概要	措置	留保の種類									
て、附属書Ⅱの日本国の表の八の項で規定されているものを除く。) 農林水産業及び関連するサービス(領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であっ	る投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対す外国投資家について適用する。もっとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条	類 内国民待遇(第二条)	するものに限られる。	注2 JSIC九二九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連	の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。	注1 JSIC一七四一、一七九九、四七一一、四七二一又は六○五二の下での活動のうち留保	JSIC 九二九九 他に分類されないその他の事業サービス業	JSIC 六〇五二 燃料小売業(ガソリンスタンドを除く。)	JSIC 六〇五一 ガソリンスタンド	JSIC 五三三一 石油卸売業	JSIC 四七二一 冷蔵倉庫業

				+													
—— 措 置	留保の種類	産業分類	小分野	 分 野			概要		措置	留保の種類							産業分類
対内直接投外国為替及	内国民待遇	J S I C		警備業	項で規定な	ス(領海、	外国為妹	対内直接や	外国為替及	内国民待遇	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C
対内直接投資等に関する政令外国為替及び外国貿易法(昭	遇 (第二条)	九二三一			で規定されているも	内水、排件	百及び外国贸	直接投資等に関する政令	及び外国貿易	四 (第二条)	八七一	六三二五	六三二四		$\bigcirc \ \exists \ $	<u> </u>	<u> </u>
9る政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条勿法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条		警備業			**のを除く。) への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書Ⅱの日本国の表の八の	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービ	9る政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条		農林水産業協同組合(他に分類されないもの)	漁業協同組合、水産加工業協同組合	農業協同組合	水産養殖業	漁業(水産養殖業を除く。)	林業	農業

)	
十二 分野 追較	輸業
小分野 航空	至運輸業
産業分類 JS	3ⅠC 四六○○ 主として管理事務を行う本社等
J	3 I C 四六一一 航空運送業
留保の種類 内国	当民待遇 (第二条)
最恵	心国待遇(第三条)
経営	経営幹部及び取締役会(第十条)
措置外国	国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条
対内	2直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条
航空	空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七章及び第八章
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行お
<u>ځ</u>)とする外国投資家について適用する。
2	日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、
र्च	する次の自然人又は団体には与えられない。
(a)	3 日本国の国籍を有しない自然人
(b)	の 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c)	9 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体

S Z I X C #	業		
航空運輸業	小分野		
運輸業	分野	+ =	
6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。			1
貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。			
5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は			
ればならない。			
4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなけ			
を拒むことができる。			
おいて、その請求に応ずることにより2個に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求			
社の株式を所有するものからその名称及び住所を株式名簿に記載することの請求を受けた場合に			
を含む。) は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であって当該航空運送事業者又は当該会			
3 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する会社(その持株会社			
会社等についても適用する。			
は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株			
航空運送事業者が(3)から(3)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可			
から()までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人			
から()までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が()			
d dからcまでに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上がd			

措 留 置 保 0 種 類 経営幹 外 内 国為替及び外国貿易法 玉 S 民待 Ι 部 C 遇 及び取締役会 四六二一 (第二条 航空機 (第十条) (昭和二十四年法律第二百二十八号) 使用 (昭和五十五 業 (航空運送業を除く。

対 内直 接投資等に関 する政令

第二十七条

年政令第二百六十一号)

航空法 1 玉 (昭和二十七年法律第二百三十一号) 為替及び外国貿易法に基づく事前 届出の要件は 第七章及び第八章 日本国· 内 0

就空機

使用 業

0)

投資

くを行

お

概要

2 うとする外国投資家について適用する。 航 空機使用業を営むための 国土交通大臣 の許可 は、 れ を申 請する次の自 人又は団体 に は

(d) (c) (b) (a) 日 本 玉 の国籍を有しない 自 然人

えられ

ない。

外国又は外国 0 公共団体 若しくはこれに

準ずるも

国 0 法令に基づいて設立された法 一人その 他 \mathcal{O} 寸 体

(いまでに掲げる自然人若しくは団体により

代表される法人、

役員の三分の

以 上

が

(a)

から

カュ カコ 5 ら (c) (c) までに掲げる自然人若しくは までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法 団体により所有される法 人 人又は議決権の三分 0) 以 上 が (a) (a)

は、 航 空機使用事業者が向から付までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、 効 力を失う。 許可を受けるため のこれらの条件は、 航空機使用事業者を実質的に支配する この 許

3 玉 0 玉 [籍を有する航空機は、 日本国 内 0 各地間 に おい て 航 空の 用 に供してはなら ない

持 可

株会

社等についても適用する。

与

	T
十 五	十 四
産 小 分 業 分 野 分 野 類	概 措 留 産 小 分 要 置 保 業 分 野 の 分 野 種 類 類
JSIC 四八二一 利用運送業(集配利用運送業を除く。) 「リSIC 四四四一 集配利用運送業質物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。) 運輸業	重輸業 ② 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 ② 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 ② 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 ② 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 ② 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 ② 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。

十六			
留 産 水 分 野 分 類 種 類	7 1	概 措要 置	留保の種類
内国民待遇(第二条)	からにまでに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人 のは、相互主義に基づき行われ、この許可可は、相互主義に基づき行われ、この許可 のは、はいる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が 外国のは今に基づいて設立された法人その他の団体 のいらにまでに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人、役員の三分の一以上が からにまでに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人とは からにまでに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人とは からにまでに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人とは の当時でに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人とは の当時でに表に基づき行われ、この許可 の当時でに表に基づき行われ、この許可	次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の 貨物利用運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十号) 貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二章から第四章まで	会(第十

十 七			
産 小 分 業 分 野 分 野 類		概要	措置
JSIC 四八五一 鉄道施設提供業 野道業 運輸業	は、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。	1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営貨物利用運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十号)	成 第 元 年 条

					十八	
	概要	措 留 て の 種 類	業分類	小分野	分野	概 措 留 要 置 保 の 種 類
い。の製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされなの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされなの全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これら	投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 大国民待遇(第二条)	S I C	道路旅客運送業	運輸業	大国人工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工

] [
	hyhr				_ + -	
分野	第二節コロ	概要	措置留保の種類	産業分類	分野	
全ての分野	コロンビアの表	る外国投資家について適用する。 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとす対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条内国民待遇(第二条)	JSIC 三六一一 上水道業	上水道業	を行ってはならない。 船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送

三	<u> </u>	
留産 分野 保業 労野 種類 類	概 措 留 産 小 分 要 置 保 業 分 野 の 分 野 種 類	概 措 要 置
全ての分野	してポートフォリオの一環としての投資を行うことができる。八国民待遇(第二条)大国政治の大学の中国民行遇(第二条)全ての分野	アの国民である労働者を訓練するために必要な期間のみ、減ずることができる。 これらの割合は、雇用者の要請により、不可欠かつ技術分野の労働者について、かつ、コロンビ上の割合で、自己の通常の労働力の一部としてコロンビアの国民を雇用する。 上の割合で、自己の通常の労働力の一部としてコロンビアの国民を雇用する。 十人を超える労働者を雇用する雇用者は、通常の労働者については九十パーセント以上、技能を労働基本法第七十四条及び第七十五条

概 日 本 要に定める措置 コ 玉 口 若 ピ L アは、 くは非締 既 (千九百九十五年法律第二百二十六号第三条及び第十一条を含む。 約国 存の 公的企 の投資家又はその 業又は政府 投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁 機関の持分又は資産を売却し、 又は処分する場合には、

0) 限することができる。 止 構 成員 又は制限すること及びそのような持分又は資産 の 国籍に関連する措置を採用し、 コロンビアは、 その 又は維持することができる。 ような売却その 0 所有者として後継企業を支配する能力を 他 の処分に関し、 経営幹部 又は取締役会 制

以 \mathcal{O} 点に この 外の者に売却することを決定する場合に 関 適 Ĺ 合しな コ 口 い措置に関連する現 ンビアは、 企 業の持分の 行の法令に は、 全部又は一 には、 まず、 千九百 専ら次の者に 部をコロ 九十五年法律第二百二十六号を含 ンビアの公的 対し、 千九百九十 企業及び 五. 他 年 \mathcal{O} 法 政 む。 律 府 第二 機 ح 関

百二十六号第十一条に定める条件の下で当 分を売却される企業又は当該 企業が 所有し、 該持分を提示する。 若しくは支配する他の 企業の 現 在 0) 被

当該 企 業の 被 用者及び被用者であ った者 Ō 寸 金受給

者及び被用者であった者

(正当な

理

一由により

解職された者を除く。)

体

労働 組 合

被用 労働 者 組 基 合 金 の連合及び総連合

金 基金及び 退 職

年

基

金

協 同 組 合 注

そ 0 ŧ 他 っと 0) ţ 処 分を規制 当該持分が移転され、 する権利は 留 保 又は な 売却された後 は コ 口 ピ ア んは、 当 該 持 . 分の そ 0) 後 0) 移

転

81

用

者、

年

									四	
概要		措置		留保の種類		産業分類		小分野	分野	
外国を旗国とする船舶は、コロンビアの領水内における商業的漁業及びこれに関連する活動に関	二千三年決定第五号第二節及び第七節	千九百九十一年政令第二千二百五十六号第二十七条、第二十八条及び第六十七条	最恵国待遇(第三条)	内国民待遇(第二条)	ISIC 〇五〇一 漁業	CPC 八八二 漁業に附帯するサービス	漁業、水産養殖業及び漁業に附帯するサービス	その他の事業サービス	漁業及び漁業関連サービス	この留保の適用上、この協定の効力発生の日の後に維持され、又は採用される措置であって、売記される企業をいい、専ら既存の公的企業又は政府機関の持分又は資産の売却又は処分のためにこの協定の効力発生の日の後に設立される企業を含む。の協定の効力発生の日の後に設立される企業を含む。 注 千九百九十八年法律第四百五十四号は、コロンビアによる持分の所有を通じて所有され、又は支の協定の効力発生の日の後に設立される企業を含む。

	六										五						
小分野	分野					概要	措置	留保の種類	産業分類	小分野	分野						
報道機関サービス	報道	持することができる。	の構成員の参加を増大させることができない。同日前に組織された協同組合は、その法的形態を維	外国人の構成員又は外国資本によって千九百九十四年二月十一日前に設立された企業は、外国人	らない。	民間警備・監視サービスを営む企業の共同経営者又は構成員は、コロンビアの国民でなければな	千九百九十四年政令第三百五十六号第八条、第十二条、第二十三条及び第二十五条	内国民待遇 (第二条)	CPC 八七三 調査及び警備	その他の事業サービス	民間警備・監視サービス	協定の規定により決定される。	ているコロンビアの企業と提携していなければならないとの要件を適用するか否かは、当該二国間	外国を旗国とする船舶の旗国がコロンビアと他の二国間協定を締結している場合には、許可を得	る当該許可及び漁獲許可証に係る費用は、コロンビアを旗国とする船舶に係る当該費用より高い。	可を得ること及びこれに従事することができる。この場合において、外国を旗国とする船舶に対す	し、これらの漁業及び活動の許可を得ているコロンビアの企業と提携している場合にのみ、当該許

				七		
	概要	措置	留保の種類	小 分 分 野 野	概要	措置 留保の種類
まない。 「はいいのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大き	ものとする。 公共サービスの提供のための営業権又は許可の付与に関し、同等の条件を提示する企業に優先する公共サービスの提供のための営業権又は許可の付与に関し、同等の条件を提示する企業に優先する。地域社会における組織された共同体が支配的利益を有する企業は、当該共同体に対する家庭向け	商法第四百七十一条及び第四百七十二条	内国民待遇(第二条)	家庭向け公共サービス	者及び社長は、コロンビアの国民でなければならない。コロンビアにおいて発行される新聞であってコロンビアの政治に焦点を合わせたものの編集責任	千九百四十四年法律第二十九号第十三条 経営幹部及び取締役会(第十条) CPC 六九二一 新聞及び定期刊行物に係る報道機関サービス

	I	
九		八
措留産小分野 置保分野 種類	概 措 留 産 小 要 置 保 業 タ の 分 里 種 類	分野
千九百九十五年政令第千四百四十七号第七条、第九条及び第十八条任党幹部及び取締役会(第十条)	は、五・五パーセントに減額される。 特定措置の履行要求(第五条) 特定措置の履行要求(第五条、第十四条、第十五条、第十八条及び第十九条 な、五・五パーセントに減額される。 は、五・五パーセントに減額される。 は、五・五パーセントに減額される。 は、五・五パーセントに減額される。	映画

						+	
概要			 措 置	留保の種類	産業分類	分 野	概要
全国放送テレビジョンに開限する。テレビジョンの無料放送に係る免許を有する企業における外国人の持分は、四十パーセント以下の上でである。	七年決定第二十号第三条及び第四条七年決定第二十四号第六条及び第九条七年決定第二十三号第八条第二項	千九百九十五年決定第二号第十条第二項千九百九十五年法律第百八十二号第三十七条第三号、第四十七条及び第四十八条千九百九十六年法律第三百三十五号第十三条及び第二十四条	千一年法律第六百八十号九百九十一年法律第十四	特定措置の履行要求(第五条)内国民待遇(第二条)		視聴覚番組の制作サービステレビジョンの無料放送	情報番組又は報道番組の制作責任者は、コロンビアの国民でなければならない。

		+ -	
措留保の種類	産業分類	分野	
千九百九十七年決定第十四号第十四条、第十六条及び第三十条千九百九十五年法律第百八十二号第四十二条二千一年法律第六百八十号第四条及び第十一条		視聴覚番組の制作サービステレビジョンの有料放送	本組を少なくとも五十パーセント放送しなければならない。 本組を少なくとも五十パーセントが送しなければならない。 本語を少なくとも五十パーセントが送しなければならない。 本語を少なくとも五十パーセントが送しなければならない。 本語を少なくとも五十パーセントが送しなければならない。 本語を少なくとも五十パーセントが送しなければならない。 本語を少なくとも五十パーセントが送しなければならない。

概 要

> 九 百 九 十六年 法 律 第三百三十五 뭉 第八

ン 地 ン 料 千 ネ 域 放 \mathcal{O} テ 九 放 ル 送の全国 有 レ 百 送 を、 料 ピ 九 テレ ジ + 放送の放送 加 彐 八年決定第三十二号第七条及び 入者 ビジョ [放送テレビジョ . の が 有 事業者 追 料 加的 及び地方 放送サー な費用 0 ン、 技 術 公 ビスを提供 的 共 地 \mathcal{O} な 寸 負担 域放送テレビジョ 能 体 放 な 力 第 \mathcal{O} 送テレビジョンのチャ する企業は、 しに利用することができるようにしなけ 範囲 九 条 内で行われる。 ン 及び地方公共団体放送テレ 認可 さ れ ンネルに係る伝送は、 た 対 象区

域

に

お

1

能

な

ビジ て利

彐 用

ン 可

 \mathcal{O}

チ

t 無

れ

ば

な

テレ なら

ビジ

号 有 チ \mathcal{O} 料 ヤ 衛 内 放 星 容 ネ 送 に を (T) ル よるテレビジ 提供者 であ 変更することができない って は 公共 玉 彐 内調 ンの \mathcal{O} 利 達 益 有 割当ての に 料 関 放 送 するも \mathcal{O} 条件に従って無料 提 0 供 者 に係る伝送を含め は、 その 基本の 放送 る義務 番 0) 番 組 組を再 編 成に 0 4 コロ 放送する場合に を負う。 ンビアの テレ ピ 玉 は ジ 営 放 彐 原 送

F, ジ 彐 0) 有 料放送 衛 星 に よるも 0) を含まな

テ

るも す ŧ れ る。 供 テ \mathcal{O} 者 は、 て、 \mathcal{O} た V コ に を 番 ピ この 遵守 ジ 対 コ 組 口 3 口 0 L つ て 国 割合 ン ピ 表 L ビ , の有 な ア 0) アの は テ 内 け 0 下 で れ レビジョン 料放送に係る免許を有する者であって元 第六条 制作され 領域外で番組 ばならな 限であって、 1 , た 番 \ \ \ 0) (d) 無 \mathcal{O} 料 規 組 に広 コ 全国放送テレビジョ 放送 定 \mathcal{O} 口 ンビ 割 告 に 合の 及び が 従 挿入され ア V) は、 視聴覚番 下 この 限を遵守することを要求するもの 千 九百 解釈を引き続き適用する。 ている場合には、 ン 組 九十 の無 \mathcal{O} 制 \mathcal{O} 料放 七 作 番 : サ ー 年 組 送 決定第十 0 ~サー ビスの 広告と異 テレビジ - ビスの <u>元</u> 項 号 Œ なる広告を伝 提供者 定定め 第 彐 では ンの 十六 る に要 な 有 条 玉 1 料 \mathcal{O} 内 立送する 水さ لح 放 規 で 解 制 送 定 釈 \mathcal{O} れ 作

テ

ピ

ジ

彐

0

有

線

||放送サ

ピ

ス

0)

提

供

者

は

少なくとも

時

間

0)

番組

をコ

口

ンビ

アに

お

て

制

88

信

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

					ı								
					+ =							+ =	
	措置	留保の種類	/ / E	小分野	分野		概要	措置	留保の種類	産業分類	小分野	分野	
千九百八十四年大統領令第二千三百二十四号第九十九条、第百一条及び第百二十四条商法第千四百五十五条	二千一年政令第八百四号第二条及び第四条第四号経営幹部及び取締役会(第十条)	特定措置の履行要求(第五条)	河川運送	海上運送	運輸サービス	理、処分及び廃棄に関連する活動については、許可されない。	外国からの投資は、コロンビア国外で発生した毒性廃棄物、有害廃棄物又は放射性廃棄物の処	二千年政令第二千八十号第六条	内国民待遇 (第二条)			廃棄物関連サービス	ければならない。 作し、かつ、毎日午後六時から翌日の午前零時までの間に少なくとも一時間、当該番組を放送しな

働者を雇用する。この割合は、コロンビアの国民である労働者に相互主義に基づく待遇を与える国			
るものは、コロンビアにおける事業のため九十パーセント以上の割合でコロンビアの国民である労			
特殊航空サービスを提供する全ての会社であって、代理店又は支店としてコロンビアに設立され			
的な管理を維持することができる。			
特殊航空サービスを提供するために登録された航空機を所有し、及び当該航空機の現実のかつ実効			
コロンビアの国民及びコロンビアの法令に基づいて組織された法人のみが、コロンビアにおいて	概要		
商法第千七百九十五条及び第千八百六十四条	措置		
特定措置の履行要求(第五条)			
最恵国待遇(第三条)			
内国民待遇(第二条)	留保の種類		
	産業分類		
特殊航空サービス	小分野		
運輸業	分 野	十四	
船長、職員及び八十パーセント以上の他の船員がコロンビアの国民でなければならない。 するが垣て追射するもの(その追射が総紛的であるが幽紛的であるかを唱れない。) によいてに			
こなが、こうこうのでは、これでは、これでは、こうでは、こうでは、こうでは、これでれの許可証が発行された日から六箇月を超える期間にわたってコロンビアの管			
コロンビアを旗国とする船舶及び外国を旗国とする船舶(漁業に関連する船舶を除く。)であっ	 概 要		
千九百九十八年政令第千五百九十七号第二十三条			
二千一年法律第六百五十八号第十一条			

内国民待遇(第二条)	留保の種類		
	産業分類		
金融サービス(銀行業その他金融サービス(保険業を除く。))	小分野		
金融業	分野	十六	上
取り下げることの代償として、被告が裁判所の命令に基づいて寄託する金銭)をいう。			
ば、民事訴訟において原告が得た差止命令であって被告の特定の資産に関するものを裁判所が			
注 保証金とは、コロンビアの法令において、裁判所の命令に基づいて寄託される金銭(例え			
ような排他的権利の全部又は一部から、その事業全体に関して、競争上の優位を得ることがある。			
託される資金は、コロンビア農業銀行株式会社に寄託されなければならない。同株式会社は、この			
裁判所又は警察の命令の対象となる金銭(保証金(注)を含む。)及び賃貸借契約に基づいて委	概要		
九百九十九年政令第千六十五号第十六条の規定に基づくもの)			
千九百九十九年政令第二千四百十九号第一条(千九百九十六年法律第二百七十号第二百三条及び千	措置		
内国民待遇(第二条)	留保の種類		
	産業分類		
金融サービス(銀行業その他金融サービス(保険業を除く。))	小分野		
金融業	分野	十五	<u></u>
つ、必要な期間、労働力に係るそのような制限を適用しないことを認めることができる。の国民である外国人労働者については、適用されない。航空当局は、正当な理由に基づいて、カ			
目さぎって、日、ケカテニのいこと、毎月でしてい。	_		_

概 措 要 置

> 金融 制 度に 関する組 織 法

コ 口 ピ アは、 次に掲げる金融機関に対

農畜

産業金融基金

 \widehat{F}

I N

A G

R

0

Ų

優位又は排他的

権

利を付与することができる。

口 ンビア農業銀 行

コ

玉 [民保証 基金

電 力金融公社 (FEN)

土開 発金融 公社 F I N D Е Т Е

R

玉

ラ・ プレビソラ信託銀行

口

F

ア教育資金貸付・

海外技術留学機構

(ICETEX

貿易 銀 行 $\widehat{\mathbf{B}}$ A N C O L D E X

発 計画金融基 金 F O N A D E

定 \mathcal{O} 課税の免除

登

録

及び定期的な報告に係る要件であって証券の

このような優位又は排他的

権利には、

次のものを含む。

注

開

この 項に掲げる金融機関が 発行する債 務 証書 \mathcal{O}

コ

口

ンビア政府による購入であって、

コ

口 ン ピ 発行に

ついて課されるものの免除

ア 0 公的 '機関を通じて行わ れるもの

注 0) 適合しない措置が附属書Ⅰに記載されていることにかかわらず、 関に付与する優位又は排

解

でする。

前

記

0

金

融機

他的権利が例示されているものに限定されないことを了

両 締 約国

は、

締

約国

が

92